

# 令和6年度 潟上市商工会「稼げる力」応援助成金 実施要綱

令和6年6月1日  
潟上市商工会

## 1 目的

商工会の本来業務である「個社支援」によって会員のチャレンジを応援し、また「体験・滞在型観光促進」による地域内観光の活性化を目的とする。

## 2 申請期限

令和7年2月7日（金）（予算額に達した時点で終了とする）

※対象項目実施期間：令和6年6月1日（土）～令和7年1月31日（金）

## 3 助成内容

### （1）認証特産品販路拡大助成金

潟上市商工会認証特産品のブラッシュアップや販路拡大のために要する経費に対して助成する。

- ①対象者：商工会認証制度による認証を受けた会員
- ②助成額：上限10,000円
- ③必要書類：領収書等

### （2）展示会・商談会出展助成金

商工会が出展支援する商談会等へ認証特産品を出展する際の諸経費に対して助成する。

- ①対象者：商工会認証事業者
- ②助成額：上限20,000円
- ③必要書類：指定の書類

### （3）キャッシュレス決済導入助成金

新たにキャッシュレス決済を導入した会員へ助成する。

- ①対象者：全ての会員
- ②助成額：一律5,000円
- ③必要書類：キャッシュレス決済を導入したことが分かる書類等

### （4）新札対応・インボイス対応レジ等導入助成金

新札やインボイス制度に対応したレジや券売機、自動精算機等を導入、または機器入替を行う会員へ助成する。

- ①対象者：全ての会員
- ②助成額：一律10,000円
- ③必要書類：新札やインボイスに対応した機器であることが分かる書類、領収書等

### （5）「商工会クラウドMA1」自計化助成金

商工会記帳システム「商工会クラウドMA1」利用者で、代行契約から自らがシステム入力を行う自計契約に移行した会員に対してシステム料を助成する。

- ①対象者：「商工会クラウドMA1」利用者で、令和6年4月1日以降に代行契約から自計契約に移行した会員
- ②助成額：一律5,000円

## (6) 事業承継助成金

事業承継時に必要となった経費（登記手数料、名刺作成等）に対して助成する。

- ①対象者：令和6年4月1日以降に事業承継を行った会員
- ②助成額：上限10,000円
- ③必要書類：領収書等、履歴事項全部証明書（法人）、開廃業届（個人）

## (7) 事業継続（防災・減災）助成金

事業を継続するための防災・減災対策として、国の事業継続力強化計画の認定を受け、防災対策に要した経費に対して助成する。

- ①対象者：全ての会員
- ②助成額：上限10,000円
- ③必要書類：領収書等、事業継続力強化計画書

## (8) 資格取得・資質向上助成金

事業主及び従業員（但し、潟上市の「ワーキングスキルアップ支援助成金」の対象とならない者）が業務上必要とされる資格・技能を取得するための研修費用、受験費用等に対して助成する。

- ①対象者：全ての会員
- ②助成額：上限10,000円
- ③必要書類：領収書等、該当者の居住地が確認できる書類（運転免許証、労働者名簿等）

## (9) 創業助成金

創業時に必要となった経費（設備導入、チラシ作成等）に対して助成する。

- ①対象者：令和6年4月1日以降の創業者で会員加入した者
- ②助成額：上限5,000円
- ③必要書類：領収書等、開業届

## (10) 広告宣伝助成金

商工会HP及び会報の広告枠にセットで新規申込を行った場合に広告掲載料に対して助成する。（原則、2年以上契約予定の方）

- ①対象者：商工会HPバナー広告・会報広告枠にセットで新規申込した会員
- ②助成額：上限5,000円

## (11) 体験・見学受入助成金

自社等において観光客を対象として体験や見学などを受入した場合に助成する。

- ①対象者：体験・見学等を受入れた会員
- ②助成額：受入1人あたり500円（上限20人／10,000円）
- ③必要書類：参加者名簿（名前のみ記載可）、体験・見学の実施が分かる書類・写真等

## (12) 共同イベント事業助成金

会員企業2社以上で実施するイベントに要する経費に対して助成する。

- ①対象者：全ての会員
- ②助成額：上限10,000円
- ③必要書類：領収書等、開催チラシ

#### 4 申請方法

- (1) 希望者は「事前相談シート」により、助成金の申請内容等について商工会へ事前相談を行う。※事前相談を行っていない場合は、助成金の対象とならない。
- (2) 「申請書」並びに必要な書類（写し）を商工会へ提出する。
- (3) 後日商工会より、指定口座へ助成金を入金する。

#### 5 留意事項

- (1) 本助成金は、1会員につき年度1回（1項目）の交付とする。但し、（2）展示会・商談会出展助成金以外の助成金については、令和5年度に交付を受けた会員は令和6年度は交付の対象としない。
- (2) 本助成金の対象経費については、税抜額に対して助成するものとする。
- (3) 新札対応・インボイス対応、事業承継、創業に係る助成金の経費は、令和6年4月1日まで遡及可能とする。
- (4) 本助成金について事後申請とするが、予算枠の確認や助成対象の是非も含め、商工会へ「事前相談シート」を提出し、事前照会を必須とする。
- (5) 対象経費が他補助金と重複している場合は、自己負担分に対して助成する。
- (6) 助成内容については、事業者ニーズや必要性の高まり等に応じて、追加する場合がある。
- (7) 事業効果等について商工会より照会等があった場合は対応するものとする。
- (8) 本要綱に記載の無い事項に関しては、商工会長が判断するものとする。